

バングラデシュ
特許及び意匠規則

1946年6月15日までに改正された1933年特許意匠規則

目次

第 I 章 序

規則 1

規則 2

規則 3

規則 4

規則 5

規則 6

規則 7

規則 8

第 II 章 特許

特許付与出願

規則 10

規則 11

規則 12

明細書

規則 13

規則 14

規則 15

規則 16

規則 17

規則 18

規則 19

規則 20

規則 21

規則 22

公印

規則 23

規則 24

規則 25

回復

規則 26

規則 27

規則 28

規則 29

規則 30

規則 31

規則 32

権利放棄

規則 33

第 III 章 意匠

規則 34

登録出願

規則 35

規則 36

規則 37

規則 38

規則 38A

規則 39

規則 40

規則 41

規則 42

規則 43

期間延長

規則 44 [削除]

物品の標記

規則 45

閲覧及び調査

規則 46

規則 47

取消

規則 48

第 IV 章 総則

特許意匠登録簿

規則 49

規則 50

規則 51

規則 52

規則 53

規則 54

規則 55

規則 56

規則 57

規則 58

規則 59

規則 60

規則 61

規則 62

証明書

規則 63

情報

第 63A 条

第 63B 条

管理官のその他の権限

規則 64

規則 65

規則 66

規則 67

1914 年著作権法に基づく保護から除外される意匠

規則 67A

廃止

規則 68

第 I 章 序

規則 1

- (1) 本規則は、1933 年特許意匠規則という。
- (2) 本規則は、連邦のすべての州及び首都に及ぶ。
- (3) 本規則は、1933 年 4 月 1 日から施行する。

規則 2

本規則において、主題又は文脈に矛盾しない限り、

- (a) 「法」とは、1911 年特許意匠法をいう。
- (b) 「英国出願」とは、連邦の各州及び首都以外の英連邦内の領域又は加盟国若しくは非加盟国の何れかの区域における、発明又は意匠の保護を求める何れかの者による出願であって、その保護に関して連邦の各州及び首都において法第 78A 条の規定が現に適用されるものをいう。
- (c) 「管理官」とは、法第 56 条に基づいて任命される特許意匠管理官をいい、その者の代理として任命される公務員を含む。
- (d) 「庁」とは、法第 55 条に基づいて設けられる特許庁をいう。
- (e) 「相互主義出願」とは、法第 78A 条に基づく連邦の各州及び首都における出願をいう。
- (f) 「組物」とは、同一の一般的性格を有するいくつかの物品で、通常共に販売され又は一共に使用することが意図され、すべて同一の意匠が施され、その性格を変更し又はその同一性に実質的に影響を及ぼすに至らない変更を伴い又は伴わないものをいう。

規則 3

- (1) 法又は本規則に基づいて庁又は管理官若しくはその他の者に差し置き、行い又は届けることを許可され又は要求された出願、通知又はその他の書類は、手渡し又は料金前納郵便により送付することができ、かつ、前納郵便で送付される場合は、これらを入れた郵便物が通常の郵便業務において配達されるであろう時に差し置かれ、行われ又は届けられたものとみなす。かかる送付を証明するときは、当該郵便物が適正に宛先を付され、郵便に差し出されたことを証明すれば足りる。
- (2) 特許権者若しくは意匠の登録所有者に対し、特許登録簿若しくは意匠登録簿に記された宛先、若しくは送達宛先を付して宛てられた、又は、法若しくは本規則に基づく何れかの手続における出願人若しくは異議申立人に対し、出願 若しくは異議申立書に記された宛先、若しくは後に規定する送達のための宛先を付して宛てられた書面による通信は、適正に宛先が付されているものとみなす。

規則 4

法又は本規則に基づく手続における各出願（請求）人又は異議申立人及び爾後特許権者又は意匠の登録所有者となる各人は、連邦の州及び首都における送達宛先を届け出るものとし、かつ、かかる宛先は、特許又は意匠に関連するすべての目的で、かかる出願（請求）人、異議申立人、特許権者又は登録所有者の現実の宛先として扱うことができる。かかる宛先が届け出られていない場合は、管理官は、当該出願（請求）若しくは異議申立の手続を進める義務又は法若しくは本規則に基づいて要求される通知を送付する義務を負わない。

規則 5

(1) 特許付与及び意匠登録並びにその出願に関して、並びに法に基づく特許及び意匠に関係するその他の事項に関して納付すべき手数料（以下所定の手数料という）は、本規則の第 1 附則に定める手数料とする。

ただし、秘密特許に関しては如何なる手数料も納付することを要さず、かつ、かかる特許は、手数料が納付されなくても、その日付から丸 16 年間効力を維持するものとする。

(2) (a) 手数料は現金で庁に納付することができ、また、カラチの管理官宛てで送金為替、郵便為替若しくは小切手により所定の銀行に送付することもできるが、郵便により送付したときは、送金為替又は小切手若しくは郵便為替を入れた適正に宛先を付した前納郵便は、通常の郵便業務において配達されるであろう時に納付されたものとみなす。

(b) 手数料の正確な金額が記入されていない小切手や、手数料納付期日内に現金で全額を回収することができないその他の小切手は、管理官の裁量によってのみ受け入れられる。

(c) 手数料の納付に当たっては、印紙は受領しない。

規則 6

第 2 附則に掲げるそれぞれの場合に応じて必要な各種の様式を同附則に掲げるそれぞれの目的に応じて使用するものとし、そのように使用したときは、それで足りるものとする。

ただし、管理官は、適切と考えるときは、法第 14 条 (2) に基づく期間延長請求における様式 41 の使用を免除することができる。

規則 7

(1) 庁に送付され若しくは差し置かれるか又は他の方法で管理官に提出される図面以外のすべての書類及び書類の写しは、約 13 インチ×8 インチの大きさの強靱な白色紙で左側に少なくとも 1 インチ半の余白を取ったものの片面のみに、消えない濃いインクを用いて、(別段の指示がない場合は) 英語により、大きく読み易い文字で手書きし、タイプし、石版刷りにし又は印刷するものとする。書類への署名は、大きく読み易い書体で手書するものとし、また、読めない署名又は英語以外の文字で書いた署名には、英語の活字体による当該名称の翻字を添えなければならない。

- (2) 監督官が要求した場合はいつでも、正副 2 通の書類を序に提出する。
- (3) 出願（請求）人又はその他の者の名称及び宛先は、これらの国籍及び（存在する場合は）人定のために必要なカースト又は家業のその他の詳細と共に届け出るものとする

規則 8

法第 75 条に定める書類には、下部に日付及び署名を付し、かつ、そこに記載されている事実及び事項は署名者が有する知識、情報及び意見の限りにおいて真正のものである旨の陳述を含めなければならない。

規則 9

何人も、法第 76 条の規定に該当するすべての事項に関し、監督官が別段の指示を与えない限り、当該人の自署の下で、他の何れかの者が当該人の代理人として行動し、すべての通知、要求及び通信を受領することを許可することができる。この許可は様式 31 により与えることができる。

第 II 章 特許

特許付与出願

規則 10

(1) 真正かつ最初の発明者又は特許出願人が国王に仕えている場合は、当該人は、出願においてその事実を開示し、かつ、自分が務めている役職を記載するものとする。

(2) 真正かつ最初の発明者が特許出願の当事者でない場合は、出願人は、相互主義による出願の場合を除き、前記の真正かつ最初の発明者からの最初の譲渡証書又はその他の書類であって、出願人がそれに基づいて特許を出願することができるものを提出しなければならないが、出願が特許出願人として真正かつ最初の発明者の名称を伴うことなく行われることについて当該発明者が同意する旨の陳述書をもって証人の面前において当該発明者により保証される場合はこの限りでない。

(3) 特許出願が死亡した発明者の法定代理人により行われる場合は、法定代理人は、発明者の遺言書の検認状若しくは財産の遺産管理状、若しくはかかる検認状若しくは管理状の認証謄本、又は管理官が要求する財産の権原に係るその他の証拠を検査のために提示しなければならない。

規則 11

(1) 特許に係る相互主義出願においては、かかる相互主義出願が関係する発明の保護出願のために英国出願が行われた旨の相互主義宣言を含めるものとし、かつ、かかる英国出願が行われた英連邦内の領域の区域及び加盟国又は非加盟国の名称並びにかかる出願の公式の日付を明記するものとする。当該出願は、最初の英国出願日から 12 月以内に、かかる最初の英国出願を行った者又はその法定代理人若しくは譲受人が単独で又は他の者と共同して行わなければならない。

(2) 相互主義出願が英国出願を行った者の譲受人により行われた場合は、当該出願人は、原譲渡証書又は前記の者からのその他の書類であって当該出願人が特許出願を行うことを可能にするものを提示しなければならないが、出願が、2 名の証人の前で、英国出願を行った者により、当該出願人がその者の譲受人である旨の陳述をもって保証された場合はこの限りでない。

(3) 英国出願を行った死亡者の法定代理人により相互主義出願が行われた場合は、法定代理人は、死亡者の遺言書の検認状若しくは財産の遺産管理状、若しくはかかる検認状若しくは管理状の認証謄本、又は管理官が要求する当該権利にかかるその他の証拠を検査のために提示しなければならない。

(4) 相互主義出願と共に差し置かれた明細書のほかに、出願人又はその前権利者が最初の英国出願に関して提出又は差し置いた明細書及び図面又は書類の写しであって、それらが

提出又は差し置かれた特許庁の長が適正に認証したか又はその他の方法で管理官が満足するように証明されたものを、相互主義出願と同時に又は管理官が許容する 3 月を超えない延長期間内に、庁に差し置かなければならない。

(5) 出願に係る明細書又はその他の書類が外国語によるものである場合は、その翻訳文を添付するものとし、かつ、管理官が満足するように証明しなければならない。

(6) 前記にいう場合及び第 50 条に規定する場合を除き、相互主義出願に関連するすべての手続は、通常の出願に関して法により要求されるか又は本規則に規定される期間内及び方法で取り進めるものとする。

規則 12

出願は、監督官が受領したときに、受領の順に番号を付する。

明細書

規則 13

(1) すべての明細書は、仮明細書であるか又は完全明細書であるかを問わず、出願に記載された発明の名称及び出願人の名称で始め、末尾には出願人又はその代理人の署名及び日付を付する。各完全明細書は、明細書の本文とは区別された、クレームされる発明の明確かつ簡潔な記述をもって終えるものとする。

(2) 追加特許に関する明細書には、主特許の番号を明記し、かつ、当該発明は主特許の明細書でクレームされている発明に対する改良又は変更から成る旨の明確な記述を含めるものとする。

(3) 発明を図面により表示することが可能な場合は、かかる図面を規則 15 から規則 18 までに従って作成し、明細書に記載しかつ言及するものとする。

ただし、完全明細書の場合において、出願人がその仮明細書に記載した図面を完全明細書の図面又は一部とすることを希望するときは、完全明細書の中で、仮明細書と共に差し置かれた図面として言及すれば足りる。

(4) 管理官の意見によれば、発明を説明する上で不必要であったり無関係である等の事項は、名称、説明、クレーム及び図面から取り除かなければならない。

規則 14

(1) 明細書又はそれに伴う図面に瑕疵があり、補正を必要とするときは、写し 1 部が出願人又はその代理人に返却され、変更をできる限りすべてそれに施すものとする。必要な場合は、連続的な書類を作成するためにページの書き直しをすることにより追加事項を挿入することができる。スリップを貼り付けることにより、脚注として又は余白に書き入れることにより補正してはならない。

(2) 補正された書類は、出願人又はその代理人が適切に印を付け、線を引いて消し、かつ、イニシアルを付して、不用になったページ又は図面（存在する場合）並びにタイプし直すか又は追加したページ及び／又は追加するか大幅に補正した図面の写しと共に、管理官に返送するものとする。補正、変更又は追加したものには、その余白に出願人又はその代理人がイニシアルを施す。

(3) 補正のために返却された書類には、管理官の要求に従うのに必要なものを超える如何なる補正、変更又は追加も施してはならない。

規則 15

(1) 図面は、それを引用している明細書に添えて提出するものとする。印刷機のための準備又は印刷する際に明細書の凸版印刷において用いるための特別の挿絵を必要とするような如何なる図面又はスケッチも、明細書自体に載せてはならない。

(2) 図面は、平たいままでか又はしわにならないように丸めて送達する。

(3) 図面の写しの少なくとも 1 部は複製に適していなければならず、そのために、トレース布か又は不透明でない滑らかな白色紙を用いて作成するものとする。

規則 16

(1) 図面には、高さ 13 インチ、幅 8 インチから 8 1/4 インチまでか又は 16 インチから 16 1/2 インチまでの紙面を用いるものとするが、幅が狭い紙面の方が望ましい。紙面の各端に半インチの余白を設けるものとする。

(2) 小さい方の紙面の 1 つに示すことができないほど多くの図形がある場合は、大きい方の紙面を用いるよりは 2 以上の小さい方の紙面を用いるものとする。格別に大きな図形が必要なときは、必要なだけ更なる紙面を用いて図形を続けることができるが、必要な分を超えてはならない。図形には、紙面の数如何を問わず、一貫した連続番号を付する。図形を明確に区別するために、それぞれの間に十分な間隔を置くものとする。

規則 17

図面は、次に掲げる要件に従って作成する。

(a) 図面は、完全に黒色のインクで作成する。

(b) インクは常にしっかりと一様に引かれ、はっきりと示され、かつ、筆圧が常に一様でなければならない。

(c) 効果のための切断線及び陰影線はできる限り少なくするものとし、また、密に引いてはならない。

(d) 陰影線は、図面の一般的な線と比べて太すぎてはならない。

(e) 切断面及び陰影を濃淡のない黒一色または薄塗りで表現してはならない。

(f) 図面は、発明を明確に示すのに十分な縮尺によるものとし、この目的を達成するため

の器具、機械等に限り表示する。縮尺を示す場合は、言葉により示すのではなく、図示するものとする。寸法を図面に記入してはならない。

(g) 図形は、紙面の上から下に縦に描く。

(h) 図面と共に用いる引用文字及び数字並びに索引文字及び数字は、肉太で、明瞭で、かつ、高さが 8 分の 1 インチ以上でなければならない。異なる図において同一の部分を表示するときは、同一の文字又は数字を用いる。引用文字又は数字を図形の外側に示す場合は、各引用部分と細線で結ぶものとする。

規則 18

(1) 図面には、次に掲げるものを次に掲げるとおりに示すものとする。

(i) 出願人の名称を左上隅に

(ii) 送付された図面の紙面数および各紙面の連続番号を右上隅に

(iii) 出願人又はその代理人の署名を右下隅に

(2) 発明の名称及び説明要素を図面に記載してはならない。

規則 19

管理官は、各出願の受理をバングラデシュ官報において公告する。

規則 20

特許の付与又は補正等に対する異議申立書は、正副 2 通により差し出すものとする。申立書の 1 部は管理官により出願人又はその代理人に送付される。

規則 21

(1) 異議申立人は、異議申立書を差し出してから 14 日以内に、異議申立人の利害の内容、同人の主張が依拠している事実及び同人が求める救済を詳細に記載した詳細陳述書正副 2 通を庁に差し置くものとする。

(2) 管理官は、異議申立人が提出した陳述書の写しを出願人に提供するものとし、出願人は、異議申立人の陳述書を詳細に扱った応答陳述書を庁に差し置くことができ、差し置いた際はその写しを異議申立人に送達するものとする。

(3) 異議申立人は、出願人の応答書の写しの送達を受けた後、自己の主張を裏付ける宣誓供述書による証拠を庁に差し置くことができ、差し置いた際はその写しを出願人に送達するものとする。

(4) 出願人は、異議申立人の証拠の送達を受けた後、自己の主張を裏付ける宣誓供述書による証拠を庁に差し置くことができ、差し置いた際はその写しを異議申立人に送達するものとする。異議申立人は、当該写しの送達を受けた後、応答宣誓供述書を庁に差し置くことができ、差し置いた際はその写しを出願人に送達するものとする。この最後の宣誓供述

書は、厳に応答に係る事項に限定されなければならない。

(5) 何れの当事者も、管理官の許可又は要求による場合を除き、更なる証拠を提示してはならない。

(6) 異議申立に関連して提出された陳述書又は宣誓供述書において英語以外の言語による書類が引用されている場合は、認証された翻訳文正副 2 通を提出しなければならない。

(7) 応答陳述書の提出又は宣誓供述書による証拠の提示に許容される期間は、通常 1 月とする。

規則 22

(1) 管理官は、上記の手続が完了した時点又は同官が適切と考えるその他の時点において、当該事件の聴聞のための時期を指定するものとし、かつ、かかる聴聞の通知を 10 日以上前に当事者に与える。

(2) 何れかの当事者が聴聞を受けることを希望する場合は、様式 7 を庁に差し置くものとする。

(3) 管理官は、聴聞日の前に様式 7 を差し置かなかつた当事者の聴聞を拒絶することができる。

(4) 何れかの当事者が、手続で既に言及された明細書以外の刊行物を聴聞において引用することを意図している場合は、当該当事者は、他方当事者及び管理官に対し、その意図を 5 日以上前に、同人が引用することを意図している刊行物の詳細と共に通知しなければならない。

(5) 管理官は、聴聞を受けることを希望する当事者を聴聞した後、また、何れの当事者も聴聞を受けることを希望しない場合は聴聞なしに、当該事件について決定を下し、その決定を両当事者に通知する。

公印

規則 23

(1) 出願人が、その請求に基づいて特許証に公印が付されることを希望する場合は、当該人は、法第 10 条 (2) により認容される期間内に様式 8 による請求を庁に差し置くものとする。

(2) 何れかの理由により、認容期間内に特許に公印を付することができない場合は、出願人は、当該期間を 3 月以下の間延長するよう管理官に請求することができる。かかる延長の請求には、1 月、2 月又は 3 月の延長についてそれぞれ 10 ルピー、20 ルピー又は 30 ルピーの手数料を添えなければならない。

規則 24

特許証は、本規則第 3 附則に掲げる様式にそれぞれの事情に応じて変更を施したものであるものとし、かつ、受理後に当該出願に付与された番号を付するものとする。

規則 25

- (1) 特許期間の延長を求める申立においては、公衆の観点からの当該発明の特質及び利点、特許から得られる利益並びに当該案件に係るあらゆる事情を明確に記載する。
- (2) 管理官は、かかる申立をバングラデシュ官報において公告する。
- (3) かかる公告においては、当該申立の目的並びに本条規則に基づいて送達を要する書類の特許権者への送達のための連邦の州及び首都内の宛先を記載する。また、それには、異議通知書は告示日から 2 月以内に様式 6 により提出しなければならない旨を明記するものとする。
- (4) かかる申立は、特許権者によっても、官報における告示日から 14 日以内に、(3) に記述された態様で、管理官が指定した 2 紙以上の新聞において広告されなければならない。当該広告が載っている新聞を管理官に提供しなければならない。
- (5) 申立人は、申立から 3 週間以内に、申立書の写しに当該の特許に関する支出及び収入の貸借対照表の写し 2 部を添えて提出するものとし、その勘定は宣誓により証明されなければならない。申立人はまた、2 日の予告を受けて、管理官又は管理官から当該目的で委任された者に対し、会計帳簿であって、それを引用して申立人が前記の貸借対照表を証明しようとしているか又は前記の貸借対照表の材料がそれから引き出されているものを閲覧しかつその抄本を取得するための合理的な便宜を与えなければならない。
- (6) 申立の請求趣旨申立に異議申立を行うことを希望する者は、様式 6 による通知書に手数料 5 ルピーを添えて管理官に提出するものとする。同時に、当該人は、当該通知書の写しを申立人に送達するものとする。かかる通知書は、バングラデシュ官報における申立の告示の日から 2 月以内に提出及び送達されなければならない。
- (7) 申立人は、かかる通知書を受領してから 1 週間以内に、かかる通知書を差し出した者それぞれに対し、自らの申立書の写しを送達するものとする。
- (8) 前記の通知書を差し出すすべての者は、申立書の送達を受けてから 14 日以内に、自らが依拠しようとしている、申立書に係る請求趣旨申立の認容に対する異議の詳細の写し 1 部を申立人に送達し、2 部を管理官に提出するものとする。
- (9) この 14 日以内に前記の異議の詳細を提出し、送達しない者は、その異議申立を放棄したものとみなされる。
- (10) かかる異議の詳細を送達した者は、かかる詳細に記載されていない理由に基づいては、申立書に係る請求趣旨申立の認容に対して異議申立を行うことができない。
- (11) 異議の詳細を送達した者は、申立人が提出した勘定書の写しを自己の費用において取得することができる。
- (12) 管理官は、申立人及び異議申立人を、(5)、(7)、(8)及び(10)の何れについてもそ

の要件の遵守義務から免除することができ、かつ、手続及び実施の事項に関して、公正かつ適切と考える指示を出すことができる。

(13) 本条規則に基づいて送達を要する書類の送達は、かかる書類を料金前納書留郵便に同封し、かつ、送達先の者にその送達宛先で郵送することにより行うことができる。

(14) 管理官は、かかる手続が完了したとき又は適切と考えるその他の時点で、当事者が差し置いた書類の写し1部を中央政府に送付する。

回復

規則 26

管理官は、失効した特許の法第 16 条に基づく回復申請を受理した場合は、それをバングラデッシュ官報において公告する。

規則 27

回復に対する異議申立書は、公告から 6 週間以内に差し出すことができ、かかる異議申立の処理手続は、規則 20、規則 21 及び規則 22 の規定により定める。

規則 28

(1) 特許を回復する管理官の命令においては、特許の失効の日から回復命令の日までの間に、特許を侵害して

(a) 発明を製造、販売若しくは使用したことに、又は

(b) 製造された物品をその後のある時点で販売若しくは使用したことに、

訴訟その他の手続を開始若しくは提起すること及び損害を回収することを特許権者に許さない趣旨の規定を挿入するものとする。

(2) 更に、命令においては、その日から 1 年以内に何れかの者が、当該特許が無効になり引き続き無効であるとの善意の信念に基づいて特許の主題に関して自らが費やした金銭、時間又は労力についての補償を求めて管理官に請求を行なった場合において、管理官は、関係当事者を聴聞した後、かつ、中央政府への上訴に従うことを条件として、当該請求を認めるべきであると考えるときは、適法に、補償額を査定し、かつ、かかる補償を支払うべき当事者及び日を定めることができる旨、また、裁定された金額の支払が不足したときは、当該特許は無効となるが、その場合、裁定された金額は債務又は損害賠償として回収することはできない旨を規定するものとする。

規則 29

出願又は図面を含む明細書の補正を求める法第 17 条に基づく請求には、希望する訂正を明確に表示するような態様で、申し出られた補正を赤インクで示した出願、明細書又は図面

の写しを添えるものとする。

規則 30

請求が、受理された特許出願に関係するものである場合は、当該請求及び申し出られた補正の内容をバングラデシュ官報において、また（存在する場合は）それぞれの事案について管理官が指示するその他の方法での告示により公告する。管理官は、また、当該特許について利害を主張しているとしてその名称が請求の時点で登録簿に記載されているすべての者に通知する。

規則 31

規則 20、規則 21 及び規則 22 は、法第 17 条（3）に従って通知される補正に対する異議申立の処理に適用される。

規則 32

(1) 補正の許可が与えられた場合は、出願人は、管理官がそのように要求したときに、また、管理官が定める期間内に、規則 15 から規則 18 までに規定された態様で作成する新規の明細書及び補正された図面を庁に差し置くものとする。

(2) 管理官により許容された補正は、特許出願が受理された後、管理官によりバングラデシュ官報において公告される。

権利放棄

規則 33

(1) 法第 24 条に基づいて特許の権利放棄が申し出られた場合は、管理官は、それをバングラデシュ官報において公告し、かつ、当該特許について利害を主張しているとしてその名称が申出の時点で登録簿に記載されているすべての者に通知する。

(2) 権利放棄を申し出られた特許の取消に対する異議申立書は、公告から 6 週間以内に差し出さなければならず、かかる異議申立の処理手続は、規則 20、規則 21 及び規則 22 の規定により定める。

第 III 章 意匠

規則 34

- (1) 意匠登録の関係上及び本規則の適用上、商品は、第 4 附則に定める方法で分類する。
- (2) 特定の種類の商品が属する類について疑義が生じた場合は、管理官が決定を下す。

登録出願

規則 35

意匠の登録に係る法第 43 条に基づく出願には、当該意匠及び出願の写し 4 部を添えるものとし、かつ、意匠の写しそれぞれに日付及び出願人又はその代理人の署名を付するものとする。

(2) 出願には、当該意匠が登録されるべき類及び当該意匠が使用されるべき物品を記載するものとする。

(3) 同一の意匠を 1 を超える類に登録することを希望する場合は、各類について別個の出願を行わなければならない。かつ、出願には、既に実施された登録の件数を記載するものとする。

(4) 管理官からそのように要求された場合は、出願人は、当該物品の用途及び当該物品の組成材料又は主材料を記載しなければならない。

規則 36

出願人は、何れかの場合に管理官からそうするよう要求されたときは、出願及び各表示に、出願人が当該意匠について主張する新規性に係る簡潔な記述を書き入れることができ、また、書き入れなければならない。

規則 37

何れかの場合に管理官がそう要求する場合は、出願に添えて提供したものほかに、当該意匠の 1 個以上の表示又は見本を管理官に提供しなければならない。

規則 38

(1) 規則 35 により要求された 4 個の意匠写しは、当該意匠に正確に類似する図面、写真、トレーシング若しくはその他の表示でなければならない。さもなければ、当該意匠の見本でなければならない。

(2) 意匠が組物に使用されるものであるときは、出願に添える各表示においては、当該組物に含まれる物品に当該意匠を使用しようとする様々な組合せすべてを示さなければならない。

(3) 単一の物品に使用するか又は組物に使用するかに拘らず、意匠の各表示は、13 インチ×8 インチの大きさの紙（ボール紙ではない）により、かつ、紙の片面のみを使うものとする。図形は、紙面に縦に置く。1 以上の図形を示すときは、これらの図形は、できる限り同一の紙面によるものとし、各図形には 指定を付するものとする（たとえば、斜視図、正面図、側面図等）。

(4) 意匠が組物に使用されるときは、ある物品が組物を構成するか否かの疑義には管理官が決定を下す。

(5) 見本が庁における記録用として適切でないと管理官が考える場合は、見本を表示に変えるものとする。

(6) 語、文字又は数字が意匠の本質的要素でない場合は、これらは表示又は見本から取り除くものとする。これらが意匠の本質的要素である場合は、管理官は、排他的使用権の否認表示の挿入を要求することができる。

(7) 反復する表面模様から成る意匠の各表示は、完結した模様及び長さ・幅共に十分な反復部分を示すものでなければならず、また、大きさは5 インチ×4 インチ以上でなければならない。

(8) 生存している者の名称又は肖像が意匠に示されている場合において、管理官がそう要求したときは、前記の者で最近死亡したものからの同意があることを管理官に示さなければならず、管理官は、かかる者の名称又は肖像が示された意匠の登録手続を進める前に、かかる者の法定代理人から同意を求めることができる。

規則 38A

(1) 意匠登録に係る相互主義出願には、当該相互主義出願が関係する意匠の保護を求める英国出願がなされている旨の宣言を含めなければならず、かつ、かかる英国出願がなされた英連邦内の領域及び加盟国又は非加盟国の区域並びにかかる出願の公式の日付を明記しなければならない。出願は、最初の英国出願の日から 6 月以内に、かかる最初の英国出願を行った者又は法定代理人譲受人により、単独で又は他の者との共同でなされなければならない。

(2) 意匠登録に係る相互出出願に添えて差し置かれた意匠写し 4 部のほかに、最初の英国出願に関して出願人又はその前権利者が提出し又は差し置いた意匠の写しであって、それが提出され若しくは差し置かれた特許庁の長により適正に認証されたか又はその他の方法により管理官に満足の行くように証明されたものを、相互主義出願と同時に又は管理官が許容する 3 月を超えないその後の期間内に庁に差し置くものとする。

(3) 上記及び規則 52 に規定するところを除いて、相互主義出願に関連するすべての手続は、通常の出願に関して法により要求されるか又は本規則により規定される期間内及び態様により取り進めるものとする。

規則 39

管理官は、登録出願を受領したときはこれを検討し、かつ、登録の対象である意匠に何らの異議もないと考える場合は、これを受理することができる。

規則 40

管理官は、出願を検討して何らかの異議がある場合は、その異議に係る陳述書を出願人又はその代理人に送付するものとし、1月以内に出願人又はその代理人が当該異議の対象を除去するか又は聴聞を申請しない場合は、出願人はその出願を取り下げたものとみなされる。

規則 41

かかる聴聞における管理官の決定は書面により出願人又はその代理人に伝達されるものとし、かつ、出願人又はその代理人は、1月以内に、管理官に対し、その決定の理由及びかかる決定に至るに当たって管理官が用いた材料について書面により陳述するよう請求することができる。

規則 42

管理官は、かかる請求を受領したときはかかる陳述書を出願人又はその代理人に送付するものとし、かかる陳述書が送付された日は、上訴の目的で管理官の決定の日とみなされる。

規則 43

出願人の不作為又は懈怠により、出願日から6月以内に登録できるように完結できなかった出願は、放棄されたものとみなされる。

期間延長

規則 44 [削除]

物品の標記

規則 45

登録意匠が使用されている物品の販売引渡の前、かかる意匠の所有者は、かかる物品のそれぞれに、選択するところにより、REGISTERED の語又は REGD. 若しくは RD. の略語及び（第9類、第13類又は第14類に登録された意匠が使用されている物品の場合を除き）登録証に記入されている番号を付させるものとする。ただし、本条規則及び法第48条（1）（b）の要件は、次に掲げるものに関して免除する。

(i) 意匠がプリントされ又は織り込まれている繊維品でハンカチ以外のもの、及び

(ii) 粉炭からできている物品で、脆く、かつ、単体では販売されないもの

閲覧及び調査

規則 46

登録意匠は、法第 50 条による場合を除き、登録出願日から 2 年経過するまでは閲覧に供さない。

規則 47

(1) 何れかの者が、自己が法第 51 条に基づいて取得する権利を有する情報を取得することを希望し、かつ、当該意匠の登録番号を提示することができる場合は、当該人は、様式 20 を管理官に提出するものとし、管理官は、それに応じ、当該人に前記の情報を提供するものとする。

(2) 請求人が当該意匠の登録番号を提示することができない場合は、請求人は、管理官に様式 21 及び手持ちの情報を提出するものとし、管理官は、それに応じ、提供された情報に基づきできる限りの調査を表示された類について行わせるものとし、かつ、取得できた情報を提供する。様式 21 に当該意匠の表示又は見本を添付する場合は、かかる表示又は見本は 2 通により提出するものとする。

取消

規則 48

(1) 意匠登録の取消を求める請求は、正副 2 通により行うものとし、かつ、請求人の利害の内容及び請求の根拠となる事実を記載した申立書正副 2 通を添付する。

(2) 意匠登録の取消を求める請求が登録所有者でない者によりなされる場合は、管理官は、請求書及び申立書の写しを登録所有者に送付する。

(3) 登録所有者が当該請求に異議申立を行うことを意図する場合は、当該人は、管理官が定める期間内に、当該請求に異議申立を行う意図の理由を記載した反対申立書を庁に差し置くものとし、かつ、同一期間内に、反対申立書の写しを請求人に送達する。

(4) 規則 21 の (3) から (6) まで及び規則 22 を請求のその後の手続に準用する。

第 IV 章 総則

特許意匠登録簿

規則 49

管理官は、特許証に公印を付したときは、特許被付与者としての特許権者の名称、宛先及び国籍、発明の名称、特許の日付並びに特許付与の日付を送達宛先と共に特許登録簿に記載させる。

規則 50

相互主義出願に基づいて付与された特許は、相互主義出願の対象であった最初の英国出願の公式の日の日付で登録簿に記載し、かつ、更新手数料の納付及び特許の満了については、その日付から計算する。相互主義出願の日付も登録簿に記載するものとする。

規則 51

管理官は、特許継続のために規定された手数料の納付をまって、かかる手数料の納付日の記録を特許登録簿に記載させる。

規則 52

(1) 意匠が受理されたときは、法が要求する事項のほかに、意匠の番号、意匠が登録された類、バングラデシュにおける登録出願日、(存在する場合は)登録のために主張されている相互主義の日付及び当該意匠の所有権の有効性に影響を及ぼすかもしれないその他の事項を意匠登録簿に記載する。

(2) 受理された意匠が、相互主義の日付が認容された意匠である場合は、当該意匠の著作権の登録、延長又は失効は、かかる相互主義の日付から計算する。

規則 53

特許権者又は登録意匠所有者がその名称、宛先又は送達宛先の変更に関する通知を管理官に送付した場合は、管理官は、それに則して登録簿を変更させる。

規則 54

ある者が、譲渡、移譲又はその他の法の作用により特許若しくは登録意匠の著作権について、又は抵当権者若しくはライセンシーとしてこれらに対する何れかの権益について権利を取得するに至ったときは、場合に応じ、特許若しくは意匠の所有者若しくは部分的所有者としてその名称又はかかる権益に係る通知を登録簿に記載するよう求める請求を管理官に行なうものとする。

は、当該特許又は意匠に対する利害関係を主張しているとして請求の時点でその名称が登録簿に記載されている者すべてに通知するものとし、かつ、当該請求をバングラデシュ官報において公告する。

規則 61

特許登録簿又は意匠登録簿の訂正に対する異議申立書は、訂正請求の公告から 6 週間以内に差し出すことができるものとし、かつ、かかる異議申立の処理手続は、規則 20、規則 21 及び規則 22 の規定によるものとする。

規則 62

(1) 管理官の決定に対する法の何れかの規定に基づく政府への上訴状は、正副 2 通により管理官に提出するものとし、上訴の理由を詳細に記載する。

(2) 管理官は、上訴状の写し 1 部を政府に送付するものとし、政府は、その受領を上訴人に通知する。

(3) (a) 法第 9 条、第 10 条 (1A)、第 16 条及び第 17 条に基づく上訴において、上訴人は、(1) に定める態様で上訴を提出し次第、上訴状の写しを被上訴人 (別個の被上訴人が 2 名以上いるときは被上訴人のそれぞれ) に送付するものとし、かつ、管理官にも当該写しの送付日を通知する。

(b) 各被上訴人は、上訴状写しの受領確認を書面により通知するものとする。何れの被上訴人も、上訴人から上訴状写しの送付を受けた日から 1 月以内又は政府が許容するそれより長い期間内に、異議覚書を庁に差し置くことができ、そうし次第その写しを被上訴人に送付することができる。

(c) 異議覚書は厳に上訴覚書で提起された事項に限定されなければならない。また、被上訴人が別個の上訴を提出することにより提起することができたような、被上訴人に対して下された管理官の決定の何れかの部分を攻撃する交差異議を扱ってはならない。

(d) 異議覚書は、正副 2 通により提出するものとし、管理官は、写し 1 通を政府に送付し、政府は、被上訴人にその受領を通知する。

(4) (存在した場合に) 上記の手続を完了したとき又は政府が適切と認めるその他の時点において、政府は、上訴を (存在する場合に) 異議覚書と一括して検討するものとし、かつ、当該事件を最終的に決定するか、管理官による一層の調査及び再検討のために事件を差し戻すか、又は適切と考える場合は部分的に上訴を認容する決定を下す。政府の決定は、管理官及び当事者に伝達するものとする。

(5) 本規則の如何なる規定も、何れかの時点で政府が事件の公正な検討のために説明陳述又は補足陳述が必要であると考えられる場合において、かかる陳述を上訴人又は被上訴人から求める政府の自由裁量権に影響を及ぼすものとみなしてはならない。

証明書

規則 63

管理官は、庁における特許、明細書、権利の部分放棄、宣誓供述書、宣言及びその他の公文書の認証謄本若しくは抄本の登録簿への記載事項、又は庁に保管されている登録簿若しくはその他の帳簿の若しくはそれらからの認証謄本を所定の手数料の納付があったときに提供するものとする。

情報

第 63A 条

何人も、様式 29A による請求を管理官に行ったときは、次に掲げる事項の何れか 1 件に関して情報を取得することができるものとする。

- (a) 仮明細書に続いて完全明細書が差し置かれた時
- (aa) 特許出願が受理されたか、放棄されたとみなされたか又は拒絶されたとみなされた時
- (a) 特許に公印が付された時又は公印を付する期間が満了した時
- (b) 特許に関する更新手数料が納付された時
- (c) 特許が消滅した時
- (d) 特許登録簿への記載又はバン格拉デシュ官報における告示を伴う請求がなされるか又は措置がとられた時

第 63B 条

(1) 法及び本規則により要求されるか又は法及び本規則に基づく手続において用いられる宣誓供述書は、それが関係する事項の見出しを付け、第一人称で作成し、かつ、連続番号を付した段落に分割するものとする。また、各段落は、できる限り、1 件の主題に限定しなければならない。各宣誓供述書は、これを作成する者の説明及び真正の住所を、これを差し置く者の名称及び宛先を付し、かつ、誰のためにこれが差し置かれたについて記述するものとする。

(2) 宣誓供述書は、供述者が自己の知識で証明することができる事実に限定されなければならない。ただし、同人の信念の陳述が許容される中間請求の場合を、その理由が陳述されることを条件として除く。

(3) (1) にいう宣誓供述書は、次のように作成され、署名されるものとする。

(a) バン格拉デシュにおいては、法律により証拠を受領する権限を有する裁判所において若しくはかかる者の面前で、宣誓をさせる権限を前記の裁判所若しくは者から与えられた

公務員の面前で、又は国王陛下に奉仕する兵員が占めている陸軍、海軍若しくは空軍の根拠地若しくは艦船の指揮官の面前で

(b) 英連邦内の領域の他の区域においては、法により、法的手続の目的で、かかる個所において宣誓をさせる権限を与えられている裁判所、裁判官、治安判事又は何れかの公務員の面前で、並びに

(c) 英連邦内の領域外で作成される場合は、英国公使若しくは英国公使の職務を行う者、若しくは領事、副領事若しくは英国領事の職務を行うその他の者の面前で、公証人の面前で又は裁判官若しくは治安判事の面前で

管理官のその他の権限

規則 64

法第 67 条に基づいて聴聞を受ける機会を与えられる権利を有する者が聴聞を受けることを要求する権利を行使できる期間は、管理官が、当該人が聴聞を受ける権利を有する事項について決定を下す前に当該人又はその代理人に与えるべき通知の日から 1 月とする。かかる期間内に当該人又はその代理人が聴聞を要求した場合は、管理官は、聴聞の日を指定し、それをその 10 日前に通知する。

ただし、10 日の予告期間を与えることにより、特許出願又は意匠登録出願が聴聞の前に拒絶又は放棄されたとみなされることになる場合は、管理官は、予告期間を短縮することができる。

規則 65

出願人又は代理人が聴聞を希望するか否かに拘らず、管理官は、何時でも、出願人又は代理人に対し、管理官が通知する期間内に、管理官が要求する事項に関して陳述書を提出するか又は管理官の下に出頭して説明を行うよう要求することができる。

規則 66

管理官が適切と考える場合は、管理官が指示する条件に基づいて、補正について法に特別の規定がない書類を補正することができ、また、何人の利益をも害することなく取り除くことができると管理官が考える手続の不備を是正することができる。

規則 67

何れかの行為をするか又はそれに基づき何れかの手続をとるために本規則により規定される期間は、管理官が適切と考える場合に管理官が指示する条件に基づいて、管理官が延長することができる。

1914 年著作権法に基づく保護から除外される意匠

規則 67A

次に掲げる場合は、意匠は、1914 年著作権法にいう工業的方法により複製されるひな形又は模様として使用されるものとみなされる。

(a) 当該意匠が 50 個を超える個別物品に再現されるか又は再現が意図されている場合。ただし、当該意匠が再現されるか再現が意図されているすべての物品が、全体として規則 2 に定義する単一の組物を更正する場合はこの限りでない。

(b) 当該意匠が、(1) プリント壁紙、(2) 絨毯、敷物若しくは油布、(3) 繊維品又は (4) 手作りでないレースに使用される場合

廃止

規則 68

(1) 1912 年インド特許意匠規則は、ここに無効とする。ただし、本規則施行の日に前記規則の下で係属していた出願又はその他の事項は、前記規則に基づいて処理されるものとする。

(2) 産業労働省におけるインド政府告示 1930 日 7 月 17 日付及び 1932 年 11 月 4 日付第 4A-197 号はここに無効とする。